

昭和二十七年五月九日(金曜日)午前十一時五十四分開会

西郷吉之助君

堀 末治君
中田 吉雄君
岩木 哲夫君

地方自治

常任委員 會專門員	福永与一郎君
常任委員 會專門員	武井 群嗣君

方財政法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長（西郷吉之助君）　只今より委員会を開会いたします。

本日は前回に引き続きまして地方財政法の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。

○若木勝藏君 第十条の「国がその全部又は一部を負担する法令に基いて実

○政府委員(奥野誠亮君) 法令に基きまして地方団体が実行を義務付けられております事務でありまして、その経費の全額を地方公共団体が負担いたしましたほうが民主的な運営ができますし、又経費の効率的な使用ができます。

と、新幹線の延伸が、地方公共団体の責任とされているわけであり、というふうな考えでいるわけであり、まするけれども、それらの事務がまだ十分地方公共団体に同化せられておりません間に、おきましては、個々の事務につきまして、国が計画的に地方公共団体に指図して行かなければならないと

いうふうな場合もございしますので、その間国が経費の全部又は一部を負担することにしておきたいというふうに考えておるわけであります。主としてその事務が新しいために地方公共団体に十分同化されていないというふうな事由があるのを、なお円滑な運営を期するために、国が経費の全部又は一部を負担する必要があるのだというふうに考えておるわけであります。

○若木勝藏君　そういたしますという
と、その立場から、従来は義務教育費
の給与関係の項目がこの中に入つてお
つたのが、まあ平衡交付金制度によつ

（政府参事 奥野詔亮） 従来經營の負担を國と地方団体におきましてどういふふうに分担して行くかというふうな方針につきましては、専らその事務の持つております性格に鑑みまして区分して参つたわけであります。専ら國の利害に關係いたしまするものにつきましては國が負担する、又國と地方公共団体相互の利害に關係いたしましたものにつきましては、両者一定の負担を

は又監査等を通じて非常な事務
 担割合に従つて経費を支出して行こう
 というふうにしたして参つたわけであ
 ります。併しなから負担金の制度につ
 きましては、或いはそれらの負担金の
 交付の申請、調査或いは現実の交付或

的な経費を必要といたしますし、又これらの負担金の交付を通じて負担金の交付を扱うものの意図というものが、不当にそれらの行政の運営に對しまして、圧迫を加えて参るといふような点もございますので、国として地方行政の運営に對しまして掣肘を加える必要があります部分につきましては、それ〴〵国会の議決を経ました法律規定に基いてやればよろしい、殊更

に補助金を以てそれらの運営を掣肘するようないたし方をしないほうがいいんじゃないだろうかというふうに考えられまして、地方団体の事務とされて

国において保障して行こう。即ち通常地方団体に必要とされております事務に要します経費は全額交付されるといふ制度が、これに上つております。

従ひまして國と地方公共団体の相互の利害に關係いたします事務につきましても財政的には十分保障されてゐるわけでございますので、殊更負担金を國が支出する必要はない。又これによつて種々の弊害をかもし出す必要はない。

という考えを以て参つたわけでありま
す。従いまして従来の負担金制度とい
うものは義務教育に限りませず相当多
くの種類の亘りまして廃止するという
方途を講じたわけであります。併しな
がらなお事務の性質が新らしいため
に、円滑な運用を期したいというも
のだけが十条に掲げてあるわけであり
ます。或いは十条に掲げてあるものだ
けが重要だというふうな誤解を持たれ

てはいけないと思ひまして、むしろ地方団体といたしましては逆に重要なものであれば積極的に進んでやるだらう、だから財源的補助はよろしい、殊

○若木勝藏君　そうしますというと、今衆議院のほうにおける、いわゆる自由党の調査会におきまして義務教育費

に政府といたしましては今直ちに義務
 ○政府委員(奥野誠亮君) お話のよう
 点はどういうことになりますか。
 うな形になるわけでありますが、この
 たのほうの御説明と反してとられるよ
 るとかしないとかということは、あな
 国庫負担増というようなものを提案す
 ると

教育費につきまして、**国庫負担の制度**をとることは適當でないというふうに考へているわけであります。

○若木勝藏君 近日中にそれが提案されるというような話を聞いているわけでありますが、そのいきさつは、或いは情勢はどういうふうなものになつておりますか。これらの点について伺いたい。

○政府委員（奥野誠亮君） 自由党のは

うの人たちから義務教育費国庫負担法案が衆議院に提案されたと聞いております。

○若木勝蔵君 提案済みになっている

わけですね……。そうしますというところの間の、自治庁としてはそれらに對してどういうふうなお考えで進まれる御意向でありますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 先ほど申し上げましたように、義務教育費につきまして新たに国庫負担の制度をとるかどうかというところにつきましては、昨年来いろいろ議論せられていたところでありまして、併しなから政府におきましては、今直ちにこの制度をそのままに採用することとは適当でないというふうなことで、すでに成立いたしました昭和二十七年の国家予算にもその金額は盛り込まれておりませんでしたわけでありまして、従いましてこの案につきましても反対であるというところで、その間の意見というものを常に公にいたして参つていくわけでありまして。

○若木勝蔵君 そういふようなことは私は新聞紙上でもその他でも知つてゐるのではありませんが、併し一旦自由党の政調会の案が提案されたということになれば、その間におきまして政府との折り合いがついたものと考えますが、その点はどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 自由党と政府との間においていろいろ話し合いがあったわけでありまして、けれども、現在のところ折り合いがついた上で出されたとはまだ考えていないわけでありまして、なお、御承知だと思ひますが、自由党から出された案の中では、第十條のように義務教育費の部分につきましても負担金制度をとりたいという意味で、この規定を修正したいという意向があるようでありまして。

○若木勝蔵君 その点について今事務

当局からの御答弁がありました。が、政務次官に伺ひますがその点は折り合いがついてゐるか、ついていないか、その点を伺ひたい。こう思ひます。

○政府委員(藤野繁雄君) 重大な問題であつて、すぐ大臣が見えますから大臣から詳細に亘り答弁して頂きたいと思つてあります。現在のところでは、私の知つてゐる範囲内においては、まだ完全に了解ができていないのじやないかと、こう想像してゐるわけでありまして、確定なところはあとで大臣から御返事することにいたします。

○若木勝蔵君 それでは更にその十條の規定の項目の中に、産業教育だけを合せてゐるの理由を伺ひたい。二十三の「産業教育の振興に要する経費」とはこの国庫負担のほうに切離して入れるということ……。

○政府委員(奥野誠亮君) 先ほども申しましたように、まだ同化してゐない事務につきましては積極的に国が個々の団体につきまして一定の計画を示しながら、半面それらの経費を算定いたしまして一部を国が持つというふうにしたほうがよろしいと考えてゐるわけでありまして、そのような意味から考へて参りますと、他の義務教育費につきましては、何十年來地方団体においてその事務を担当いたして来ておられます。鑑みまして、産業教育の問題につきましてはそれらの施設が従來から非常に遅れてゐるといふことが、或いは又国が積極的にこの種の教育の振興を、従來とは違つた角度からやつて行こうというふうな考えられておられますので、まだ産業教育の施設の整備とは同化してゐない面があるというふう

うに考へてゐるわけでありまして。御承知のようにこの法律も昨年立法されたばかりでございます。他の義務教育の規定の面とは大分趣きを異にしてゐるというふうな考へてゐるわけでありまして。

○若木勝蔵君 そういたしますと、これは将来は平衡交付金の中に組込むというふうな御意向を持つてゐると解してよろしいですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 産業教育の振興が一定の標準まで達して行きました場合には、国があつて干渉の制度を設ける必要はないだらうというふうな考へます。

○若木勝蔵君 そうしますとこれもやはり義務教育費の場合と同様に自治庁としてはお考えだ、こういうこととつて差支えないですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 義務教育費の場合と同じことを私は申し上げてゐるのじやございませんで、国が意図する程度まで産業教育の施設が引上げられた場合には、殊更その上になお任せておいても十分行われるものを、紐付きの負担金を持つ必要はないというふうな考へてゐるわけでありまして。

○若木勝蔵君 それでは他の方面に質問を移しまして、今の十條に示されてあるところの各項目についての負担率の問題であります。これは先般この委員会におきまして私もその点を考へて質問いたしたのでありますが、その後又中田君からも同様の質問が出たようでありまして。結局私の懸念してゐるところは、その負担率の如何によつては地方財政上非常に困る問題が起つて来るのではないかと、そういうことでまあ伺つておつたのでありますが、この

資料はできたでしょうか。

○委員長(西郷吉之助君) 今の若木委員の御質問にお答えいたしますが、概括的なものが、昭和二十七年地方予算における事項別の国庫負担金に関する調べ、こういう負担率という項がありまして、概括的なことは出てゐるのですが、御要求になりましたことは、もう少し詳細なことで、更に……。

○若木勝蔵君 それでは現在の負担率で見て、地方財政上地方の負担の上からはこれに對して欠陥があると、こういうふうなことに對してのお考えを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 現在国庫負担の制度をとつておられますものにつきまして、一番問題の起きておられますのは、負担率の点よりも、むしろその基礎になり得る単価の問題があるやうであります。例えば職員費につきまして、国が負担することになつておられます。その職員費の単価をそれでは設置できないやうな金額にして來てゐるというふうな事例でございまして、併しなから、これらの面につきましては、今回の改正法案に基きまして、それらの算定基準というふうなものも法律又は政令で定めなければならぬ、現在定められていませんもの、來年の三月三十一日までに定めなければならぬというふうなことにいたしましたのであります。これらの点も、この改正法の成立と同時に整備されて來るものであらうというふうな期待をいたしております。

○若木勝蔵君 第三の質問といたしまして、先般起りました北海道の震災であります。それから、続いて鳥取の

大火によつて非常な打撃を受けておるのであります。これらに關しましては、おのおの緊き資金のようなものによつてまあ當分の措置はなされておるのであります。その後に對しては、この処理というふうなことにしまして、これはまあ災害に關する国庫の補助、そういうふうなものもありませんけれども、これは平衡交付金というふうなものによつて処理される面があるのじやないかというふうな考へますが、この点はどういふふうになつておられますか。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のように、災害により得る経費につきましては、第十條の三に規定いたしますところによりまして、国が相當部分を負担するわけでありまして、又国の負担の仕組みも他の経費とは異なりまして、復興に要する経費にその団体の財政規模と照し合はせて、非常に多くなり得る場合には、漸次国の負担する率を高めて行く、場合によりましては、全額を負担するやうな仕組をとつておられるわけでありまして、併しなから、地方の負担分につきましては、これを何らかの形において措置して行かなければならぬわけでありまして、それらも、原則として災害が起きましたやうな団体におきましては、それらを賄ふて行く能力は、地方債以外においてはなからうと考へるのではありません。従つて、こういう経費に關しまする地方負担分につきましては、全額を地方債で賄うというやうな方針をとるべきではなからうかというふうな考へておられます。又こういうふうな地方債につきましては、それらの元利償還費というものを平衡交付金の

基準財政需要額で測定して行くという
ことにいたしておりますので、将来そ
の団体の収入が伸びて参りません場
合には、元利償還費が全額地方財政平
衡交付金で保障されて行くというふう
になつて来るかと考えておるのでありま
す。現在制度上はそういう仕組みを講
じておるわけでありまして。

○若木勝蔵君　そうしますと、平
衡交付金に關係して来るものは、私
えない場合の、いわゆる起債の元利償
還ということに考えられるわけです
な。

○政府委員(奥野誠亮君)　平衡交付金
の中で、災害に要します費用という
ものを公債費の形で基準財政需要額に
加えているわけでありまして。従つて、
基準財政需要額が基準財政収入額を上
廻つておる場合には、上廻つて
おる額が平衡交付金で補われる
ということになるわけでありまして。併
しながら半面その団体では収入も相
当減つて来るわけでございますので、
収入の減つた部分だけはそれだけ多
く地方財政平衡交付金が交付される
ということにもなつて参るわけであり
ます。これは普通交付金の運用の面
において操作されるわけでありませ
ども、なお特別交付金制度によりま
してこれだけでは賄いがたいような財
政負担というものを見て行きたいとい
うふうな考え方を持っておるわけであ
ります。

○若木勝蔵君　それで大体わかりま
したが、そうしますと、二十七年
度の予算として平衡交付金が千二百五十
億ですか、そういうふうにきまつてお
るのでありますが、これに対する補正
とか何とかいうことは考えなければ

ならないように思ふのでありますが、
その点どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君)　毎年相当の
災害が起きて参りまして、これらの災
害復旧に要します経費等を、やはり
相当地方財政平衡交付金の配分に当り
まして考慮をいたして参つて来てお
るわけでありまして。只今まで昭和二十
七年度の地方財政平衡交付金の配分に
ついて考慮しなければならぬ部分とし
て、起きた災害が従来に比しまして特
に過大であるというふうにも考えてお
りませんので、現在のところ千二百五
十億円の地方財政平衡交付金の運用に
おきまして従来程度の措置は十分でき
るというふうに考えております。

○若木勝蔵君　そうしますと、
その始末は大体において特別交付金の
考慮においてなされるということにな
りますか。

○政府委員(奥野誠亮君)　災害により
まする措置につきましては、個々の経
費別に国が相当の負担をいたします。
更に又、その他の部分につきましては
相当地方債を充当いたして参りまし
て、その他の面につきましては地方財
政平衡交付金制度で運用するというこ
とになるわけでありまして、地方財政
平衡交付金制度が災害に対する財政措
置の全部でないことは言うまでもあり
ません。併しお話のように、地方財政
平衡交付金の普通交付金及び特別交付
金の両者におきまして、相当部分が措
置されることを考えております。普通交
付金の面につきましては、只今ちよつと
申上げましたように、収入が減つて
参る。収入が減つて参りますれば、
自然平衡交付金が殖えて参るというよ
うな仕組みになつておるわけでありま
す。

○若木勝蔵君　そうしますと、災害地
といたしましては、今当面金が必要な
んであります。いわゆる平衡交付金の
概算交付というふうな鳥取の方面に
つて、その点は北海道なり鳥取の方面に
おいては特別の考慮がされておるの
ですか、その点伺いたい。

○政府委員(奥野誠亮君)　平衡交付金
の概算交付は、前年度の普通交付金の
四分の一ずつを配分して行くという方
式をとつて参つて来ておるわけであ
ります。併しながら、北海道の町村の中
で震災を受けた所に対してしまして
は、本年度の普通交付金は昨年度より
も相当多くなることは事実でございま
すので、そういう意味で、概算交付の
額を若干多くいたしました。鳥取県に
つきましては、すでに概算交付した後
でございまして、この次に概算交
付いたしました場合には概算交付の金額
につきまして特例を定めて、若干多く
交付することにしたらどうかとい
うふうな考え方でも協議をいたしてお
るわけでございます。

○委員(西郷吉之助君)　それでは岡
野国務大臣がお見えになりましたか
ら、先ほど若木委員よりの御質疑をも
う一度大臣に改めて御質問願います。
○若木勝蔵君　岡野大臣に伺いま
す。今回自由党の政調会の案によつて、
義務教育費国庫負担法が提案された
というふうなことを伺つておるもので
ありますが、これにつきましては、過般
新聞とか、いろいろな情報によりま
す。非常に、政府と与党側とにおい
て、非常に一致点が見出されなかつ
たに、随分ごた／＼した様子でありま
すけれども、提案されたというふうな
ことになりますれば、政府と与党との
間において、折合いがついたというふ
うにも見られるのですが、この点はど
ういう工合ですか。

○国務大臣(岡野清素君)　お答え申上
げます。まだ政府と与党との間に、は
つきりした結論に到達しておりませ
ん。けれども党のほうはいたしました
は、これはあとから調整をしてもでき
るような、何と申しますか、抽象的な
法案であるから十分了解つくものと、
こう考えておる次第でございます。昨
日も池田大蔵大臣と話ししましたん
で、まあゆつくり調整しなければなら
んなど、こういうような話でありま
す。

○若木勝蔵君　その折合いのつかない
点は、どういふ点であるか、御説
明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(岡野清素君)　全般的にい
ろいろ問題がございますから、これは
結局国庫が出ますところの費用、給
与費だけにどめるか、若しくは材料
費とかなんとか教材費ですか、そうい
うようなもので伸ばすか、或いは起
債の枠をどうするか、それから起債
に対する利子補給をどうするか、こ
ういふいわゆる財政的見地によりまし
て、いろいろ／＼とあの中に盛込まれて
おる項目もたくさんございます。その点
において十分なる了解がついておりま
せん。

○若木勝蔵君　そういたしますと、
義務教育費国庫負担法は原則といた
しましては、与党と政府との間に一致
をみたというところになるわけござい
ますね。ただその他の今御説明があつ
たような点について今後調整をする、
こういうようなことですね。

○国務大臣(岡野清素君)　まあ大体原
則として何か二十八年以降そういう
ことを考えなきゃならぬということ
一致しておるわけでありまして、併し
ながらそれをどう財政的に切り盛りし
て行くかという点についてはつきり
した結論は出ておらんわけでありま
す。

○若木勝蔵君　大分その維持費である
とか、建設費であるとかいうような
ところに問題があるようでありまして、
今審議しておるところのこの法案の立
場から考えますと、災害復旧の
問題をあの中に入れておることに
ついては大蔵としてはどういふふう
に考えられますか。この点伺いた
します。

○国務大臣(岡野清素君)　入つてお
るようでございます。

○若木勝蔵君　いや入つておることに
対して大臣のお考えを伺いたしたい
ので、この法案の立場から行けば当然
切離してある。

○国務大臣(岡野清素君)　これは財政
法の一部改正法に書いてございま
すが、あの文部省の案はこれをもう少し
具体的にやつて行くという趣旨に
ついておられます。それでそういう趣
旨においては無論賛成でございますが、
それをどのくらい負担区分にするか
というふうな点がまだはつきりしま
っておりません。

○若木勝蔵君　先ほどの御答弁で
私は非常に疑問に思ふのですが、与
党と政府とが完全なる一致を見いま
すにここに規定されるということは、
本當にこの法案を通される御意図であ
るか、或いは諸般の情勢から止むを得
ず、そういう形にして出したかといふ

にいろ／＼考えられるのであります。
この点は如何うなんでしょうか。

○國務大臣(岡野清素君) お答え申上げます。与党といましては、二十八年以降の問題に関する問題でございまして、先ず方針を確立しておきたいと、こういうことで出すことになつたわけでございまして。それに対しては政府は無論異論はないのでございまして、何らその点に食い違いはないのであります。ただこれを取扱いますと「ろのいろ／＼な財政的な見地から申します」といふ、いろ／＼な財政措置をしなければならぬ、この点において大蔵大臣或いは私たちが主になりまして、十分今後調整して行かなければならぬと、その調整の結論がまだ出ないという段階であります。

○若木勝蔵君 それは私は極めて重要な問題だと思つておりますが、財政的な裏付けの調整、或いは見直しといふふうなものが立たないままにその法案が提出されたということになれば、実際に提出されて、それを通過したとしても意味のない趣旨の法律ということになる。これは十分二十八年年度において調整されるというお見通しがあるか、この点お伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清素君) 財政的な調整は、私は調整して行きたいという希望も持ちますし、同時にこれはたび／＼各種の機会に申上げております通り、只今の地方税法とか又平衡交付金法といふようなものには、地方制度の機構とか何とかいふようなものをいろ／＼調査会で研究した結果、どうしてもこれを大幅に又根本裏面的に改正して行かなければならぬ、こういうふうな

我々計画を持つておりますものですから、そういたしますれば、最近国会に提出いたしますところの地方制度調査会といふものができまして、それで地方の行政制度がいろ／＼改革されます。これが改革されますという、同時にそれに伴つて、地方税法とか、平衡交付金法とか、もう少し進んで参りますれば、地方税と国税とのいろ／＼な調整というふうなことになると思ひますので、そういうふうな財政的資源の關係は十分大きく改正されるはずで、そのときにそれとばつを合わして、そうしてあの法律も調整して行こう、こういう考えを持つておりますから、与党といましては、そういうふうな計画の下に我々は善処して行きたいと、こう考えております。

○委員長(西郷吉之助君) 委員長より大臣に御質問をいたしますが、与党提議の義務教育費国庫負担法案によりまして、この中には、今審議中の財政法のこの改正案を修正する部分があると思ひますが、今のお話の通り与党と政府と大綱が一致したならば、今審議中であるこの法案について積極的に政府が修正になるかどうか、そういう意思がないですか。

○國務大臣(岡野清素君) お答え申上げます。来年度以降のことでございますが、本年度はやはり現状のままで地方財政を運営して行きたいと思ひますから、今日のところは今日あれを盛込んでこちらの財政法を修正するというような意向を持つておりません。

○委員長(西郷吉之助君) 今の点なんです、私の質問の趣旨がおわかりにならないかと思ひますが、今お聞きした通り、実施は二十八年度ということ

に承つておりますが、この法案の条文の中に、只今審議中の財政法と抵触する部分があるように、先ほど政府委員から聞いたのであります。その点を伺つたのですが、実施は二十八年度といふことを承つて承知したわけですが、けれども、この法案の条文がこれで修正するようないふ点があるように聞きましたので、その点を承つたのですが、この点一つ……。

○政府委員(奥野誠亮君) 自由党から提案されております義務教育費国庫負担法が若し成立いたしましたならば、義務教育に付きまして、その経費の一部を国が負担することになりますので、地方財政法の中で国がその経費の一部を負担するものは規定いたしております。その中に追加いたさなければならぬわけでありまして、これは併しなから義務教育費国庫負担法が成立した場合において必要になることとございまして、その法律を以ちまして地方財政法の規定の一部を改正すればよろしいということに考えているわけでありまして。

○委員長(西郷吉之助君) それから今の点で大体わかりましたけれども、先ほど若木委員の御質問にお答えになつたように、政府としてもその法案に大綱では一致したのだということになれば、責任も政府にあるのですから、今審議中でもあるのですから、実施はたとえ二十八年度でもこの責任を列挙しておる部分に落さないでやほりここに載せておくことが、両法案の趣旨から言へば一致するわけかと思ひますので、今政府提案のほうにはわざ／＼落してある、今度政府と与党との大綱の一致した法案にはそれが載るのだということ

になつて来ると、非常にそこが法案として形式上から言つても、趣旨から言つてもおかしいように思ふのですが、それで今お尋ねしたのでありますが、重ねて御答弁しなくてもいいと思ひますが、そういう点を少し変に思つたわけですからお尋ねしたわけですが。

他に御質疑はございせんか。それでは大分時間も経過いたしましたから、本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十二分散会
五月七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、消防組織法の一部を改正する法律案
消防組織法の一部を改正する法律案
消防組織法の一部を改正する法律案
消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
本則中「国家消防庁」を「国家消防本部」に改める。
第三条中「長官」を「本部長」に改め、同条第三項中「庁務」を「部務」に改める。
第五条第一項中「消防研究所及び管理局を置く。」を「消防研究所を附置する。」に改め、同条第二項中「所長一人、局長一人その他所要の職員」を「所長その他所要の職員」に改め、同条第三項中「国家消防庁長官」を「国家消防本部長」に改める。
第三十一條第一項中「国家消防庁」の下に「国家消防本部」を加へ、「第一項」を削る。

附則
1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 この法律施行の際、国家消防庁の職員である者は、別に命令を發せられない場合においては、同一の勤務条件をもつて、国家消防本部の職員となるものとする。
3 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第九十八條第四項中「国家消防庁」を「国家消防本部」に改める。
4 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。
第十九條第一項及び第二項、第二十条第一項並びに第三十五條第二項中「国家消防庁」を「国家消防本部」に改める。
5 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第七條第一項及び第三十五條第一項中「国家消防庁長官」を「国家消防本部長」に改める。
6 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第六十條第三項中「国家消防庁長官」を「国家消防本部長」に改める。
五月七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、市の警察維持の特例に関する法律案

市の警察維持の特例に関する法律

案 市の警察維持の特例に関する法律

第一条 警察法（昭和二十二年法律

第百九十六号）第四十条第三項の

規定に基き国家地方警察に警察維

持に関する責任の転移が行われた

町村の区域をもつて、又はその区

域と警察を維持しない他の町村の

全部若しくは一部の区域をもつて、

市が設置された場合においては、

当該市は、同条第一項の規定

にかかわらず、その議会の議決を

経て警察を維持しないこととする

ことができる。

2 前項の議決は、当該市の設置の

日から五十日以内に行わなければ

ならない。この場合において、当

該市長は、議決の結果を国家公安

委員会を経て内閣総理大臣に報告

しなければならない。

第二条 前条の規定により警察を維

持しないこととなつた市は、住民

投票によつて警察を維持すること

ができる。

2 前項の住民投票については、警

察法第四十条の三の規定を準用す

る。この場合において、同条中

「町村議会」とあるのは「市議会」

と、「町村」とあるのは「市」と、「町

村長」とあるのは「市長」と、それ

ぞれ読み替えるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 この法律施行の際既に市となつ

ているもので第一条第一項の規定

に該当する市に対する同条の規定

の適用については、同条第二項中
「当該市の設置の日から五十日以
内」とあるのは「この法律施行の
日から五十日以内」と読み替える
ものとする。

昭和二十七年五月十九日印刷

昭和二十七年五月十九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所